
* * * * *
* * * * *
* 令和 8 年第 3 回鹿沼市議会定例会議案説明書 *
* * * * *
* * * * *

令和 8 年第 3 回 鹿沼市議会定例会議案説明書

◎ 報告第 2 0 号 専決処分事項の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 8 年 4 月 2 1 日、貝島町地内の市道上において、強風により木が倒れ、市内在住者所有の自動車に接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を 2 万 5, 3 0 0 円とし、和解したものである。

(参照条文) 地方自治法

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1 件 1 0 0 万円以下の事件に関し、市がその当事者である和解をすること。

1 件 1 0 0 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

◎ 報告第 2 1 号 専決処分事項の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 8 年 4 月 2 1 日、貝島町地内の市道上において、強風により木が倒れ、株式会社レオパレス 2 1 所有のフェンスに接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を 3 万 1, 4 6 0 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 2 0 号と同じ。

◎ 報告第 2 2 号 専決処分事項の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 8 年 5 月 1 3 日、上大久保地内の市道上において、市外在住者所有の自動車
が走行中、路肩にある道路欠損部に落ち、車両を破損させたことに対し、損害
賠償の額を 6 , 0 0 0 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 2 0 号と同じ。

◎ 報告第 2 3 号 専決処分事項の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解)

令和 8 年 6 月 4 日、緑町 3 丁目地内の市道上において、株式会社埼玉エクス
プレス所有の自動車が走行中、グレーチング蓋が跳ね上がり、車両を破損させた
ことに対し、損害賠償の額を 7 万 6 5 1 円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第 2 0 号と同じ。

◎ 報告第 2 4 号 令和 7 事業年度公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興
財団事業及び決算の報告について

公益財団法人かぬま文化・スポーツ振興財団の令和 7 事業年度における事業及
び決算に関する書類を法の定めるところにより提出するものである。

(参照条文) 地方自治法

第 2 4 3 条の 3 第 1 項 省略

2 普通地方公共団体の長は、第 2 2 1 条第 3 項の法人について、
毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、
これを次の議会に提出しなければならない。

第 3 項 省略

◎ 報告第 2 5 号 令和 7 年度鹿沼市継続費精算報告について

令和 6 年度から 2 か年継続事業として実施した道路整備事業が令和 7 年度をもって終了したので、報告するものである。

(参照条文) 地方自治法施行令

第 1 4 5 条 第 1 項 省略

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（中略）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第 2 3 3 条第 5 項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

第 3 項 省略

◎ 報告第 2 6 号 令和 7 年度鹿沼市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和 7 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものである。

(参照条文) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

第 3 条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

第 2 項から第 7 項まで 省略

第 2 2 条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

第 2 項及び第 3 項 省略

- ◎ 認定第 1 号 令和 7 年度鹿沼市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 2 号 令和 7 年度鹿沼市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 3 号 令和 7 年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 4 号 令和 7 年度鹿沼市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 5 号 令和 7 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 6 号 令和 7 年度鹿沼市粕尾財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 7 号 令和 7 年度鹿沼市清洲財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度一般会計予算は、当初以来 12 次にわたる補正を行った結果、予算総額は 47,760,305,346 円となり、これに対して決算額は、歳入において 46,856,439,879 円、歳出において 45,587,862,064 円、歳入歳出差引額 1,268,577,815 円であり、実質収支において 1,066,430,163 円の黒字決算となったものである。

なお、歳入歳出差引額と実質収支の差額は、繰越明許費による翌年度へ繰り越すべき財源 202,147,652 円である。

この予算の執行に当たっては、引き続き厳しい財政の実態を認識し、極力、経費節減に努めながら、総合計画に掲げた諸施策の着実な推進を目指すとともに、物価高騰に対する生活支援や経済支援等を推進し、議決された予算の目的を図るよう努めた結果、歳出予算における執行率は 95.5 パーセント、翌年度への繰越事業を含めると 97.5 パーセントであり、行政需要に応え得る執行を成し遂げたと信ずるものである。

なお、監査委員から別冊「令和7年度鹿沼市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書」において意見が付されているとおり、引き続き健全な行財政運営を推進するとともに、指摘の点については、十分留意する考えである。

また、各特別会計とも実質収支において黒字決算となり、行政目的を達しえたものと確信するものである。

(参照条文) 地方自治法

第233条 第1項及び第2項 省略

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

第4項から第7項まで 省略

◎ 認定第 8号 令和7年度鹿沼市水道事業会計決算の認定について

令和7年度の水道事業は、拡張工事として3,280.6メートルの配水管を新設し、改良工事では、漏水対策布設替等として4,524.1メートルの配水管を更新した。

施設整備では粕尾第2浄水場にクリプトスポリジウム対策として紫外線処理設備工事を施工し、建設改良費総額では1,215,894,416円の支出であった。

また、給水人口は84,226人で前年度比0.8パーセントの減、年間総配水量は10,181,502立方メートルで前年度比0.3パーセントの減となった。

収益的収支においては、当年度の純利益は41,783,344円である。

なお、決算の内容については、別冊「令和7年度水道事業会計決算書」のとおりである。

また、監査委員から別冊「令和7年度鹿沼市公営企業会計決算審査意見書」において意見が付されているとおり、給水収益の増加が見込めない中、更新時期を迎えた管路の更新・耐震化などの課題に対応するため、今後も引き続き計画的な事業運営を進めるとともに、更なる経営の効率化に努め、将来にわたって水道水の安定供給に努めていくものである。

(参照条文) 地方公営企業法

第30条 第1項から第3項まで 省略

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付

した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（中略）に付さなければならない。

第 5 項から第 9 項まで 省略

◎ 認定第 9 号 令和 7 年度鹿沼市下水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度の下水道事業は、下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道管路施設改築及び黒川終末処理場再構築工事を実施するとともに、新たに市内各地域において 332.6 メートルの污水管敷布設工事を実施した。

また、雨水対策では、千手雨水第一幹線整備工事において樋門を整備した。

建設改良費総額では、518,793,192 円の支出であった。

年度末の接続人口は 61,860 人で前年度比 0.6 パーセントの減となり、年間処理水量は、10,274,392 立方メートルで前年度比 1.0 パーセントの減であった。

収益的収支においては、当年度純利益 52,808,009 円である。

なお、決算の内容については、別冊「令和 7 年度鹿沼市下水道事業会計決算書」のとおりである。

また、監査委員から別冊「令和 7 年度鹿沼市公営企業会計決算審査意見書」において意見が付されているとおり、人口減少等による使用料収入の減少や物価高騰、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加に加え、施設の更新費用の増加により経営状況はさらに厳しさを増している。下水道使用料を令和 8 年 1 月に改定したが、引き続き効率的かつ効果的な事業運営を行うとともに、生活環境の改善、公衆衛生の向上、河川の水質保全等、都市の健全な発展に寄与し、良好な下水道サービスを安定的に提供できるよう、努力するものである。

（参照条文） 認定第 8 号と同じ。

◎ 議案第 84 号 令和 7 年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

未処分利益剰余金 224,724,073 円のうち、41,783,344 円を建設改良積立金に積み立てるとともに、182,940,729 円を資本金に組み入れるためのものである。

(参照条文) 地方公営企業法

第32条 第1項 省略

2 毎事業年度生じた利益の処分は(中略)、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

第3項及び第4項 省略

◎ 議案第85号 令和7年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

未処分利益剰余金 269,956,992 円のうち、52,808,009 円を建設改良積立金に積み立てるとともに、217,148,983 円を資本金に組み入れるためのものである。

(参照条文) 議案第84号と同じ。

◎ 議案第86号 令和8年度鹿沼市一般会計補正予算(第4号)について

歳入については、国県支出金、繰越金等の増減額を計上し、歳出については、道路長寿命化対策事業費、体育施設整備事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を 589,099,000 円の増とし、予算総額を 47,143,230,000 円とするものである。

なお、債務負担行為及び地方債の補正については、それぞれ第2表及び第3表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号 省略

(2) 予算を定めること。

第3号から第15号まで及び第2項 省略

◎ 議案第 87 号 令和 8 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

歳入については、繰入金及び繰越金の増減額を計上し、歳出については、国民健康保険事務費及び予備費の増額を計上したもので、この補正額を 100,342,000 円の増とし、予算総額を 9,557,342,000 円とするものである。

（参照条文） 議案第 86 号と同じ。

◎ 議案第 88 号 令和 8 年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第 1 号）について

歳入予算の更正として、繰越金の増額を計上し、繰入金の減額を計上するものである。

（参照条文） 議案第 86 号と同じ。

◎ 議案第 89 号 令和 8 年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

歳入については、国庫支出金、繰入金及び繰越金の増減額を計上し、歳出については、介護給付費準備基金積立金、償還金等の増額を計上したもので、この補正額を 52,711,000 円の増とし、予算総額を 8,773,711,000 円とするものである。

（参照条文） 議案第 86 号と同じ。

◎ 議案第 90 号 令和 8 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

歳入については、繰越金の増額を計上し、歳出については、予備費の増額を計上したもので、この補正額を 16,754,000 円の増とし、予算総額を 1,564,754,000 円とするものである。

(参照条文) 議案第 86 号と同じ。

◎ 議案第 91 号 令和 8 年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
について

歳入予算の更正として、繰越金の増額を計上し、繰入金の減額を計上するものである。

(参照条文) 議案第 86 号と同じ。

◎ 議案第 92 号 令和 8 年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
について

歳入予算の更正として、繰越金の増額を計上し、繰入金の減額を計上するものである。

(参照条文) 議案第 86 号と同じ。

◎ 議案第 93 号 工事請負契約の締結について

令和 8 年度自然の森総合公園サッカー場改修工事の事後審査型条件付き一般競争入札を去る 7 月 23 日に行い、その結果、日本体育施設株式会社関東支店が 343,222,000 円で落札したので、本契約を締結するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号から第 4 号まで 省略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

第 6 号から第 15 号まで及び第 2 項 省略

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

◎ 議案第94号 工事請負契約の締結について

鹿沼市立みなみ小学校屋内運動場長寿命化改良工事（建築工事）の事後審査型条件付き一般競争入札を去る7月23日に行い、その結果、山和技建株式会社が185,350,000円で落札したので、本契約を締結するためのものである。

（参照条文） 議案第93号と同じ。

◎ 議案第95号 市道路線の認定について

上野町地内における開発行為により、新たに築造された道路を市道として認定するためのものである。

（参照条文） 道路法

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第3項から第5項まで 省略

第10条 第1項及び第2項 省略

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

◎ 議案第 9 6 号 鹿沼市印鑑条例の一部改正について

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、マイナンバーカードと在留カード等が一体化された特定在留カード等に、印鑑登録証明書の交付に必要な情報の記録を可能とするためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

第 2 号から第 1 5 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 9 7 号 鹿沼市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、引用する条項を整理するためのものである。

(参照条文) 議案第 9 6 号と同じ。

◎ 議案第 9 8 号 鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について

予防接種法による予防接種以外の予防接種に関する情報について、マイナンバーを利用した情報連携を行うためのものである。

(参照条文) 議案第 9 6 号と同じ。

◎ 議案第 99 号 鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

人事院規則の一部改正に準じ、被害者参加制度に基づく裁判出頭を特別休暇とするためのものである。

(参照条文) 議案第 96 号と同じ。

◎ 議案第 100 号 鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

鳥獣被害対策実施隊員の各業務に対する報酬の引上げ及び危険鳥獣対策に従事する職員に対する特殊勤務手当の新設を行うためのものである。

(参照条文) 議案第 96 号と同じ。

◎ 議案第 101 号 鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

人事院規則の一部改正に準じ、災害応急作業手当の額を引き上げるためのものである。

(参照条文) 議案第 96 号と同じ。

◎ 議案第 102 号 鹿沼市立学校の設置に関する条例の一部改正について

令和 9 年 3 月 31 日をもって加園小学校及び加蘇中学校を閉校するためのものである。

(参照条文) 議案第 96 号と同じ。

◎ 議案第 103 号 次期クリーンセンター整備検討審議会条例の制定について

鹿沼市環境クリーンセンターの整備について、市長の諮問に応じ、必要な調査又は審議を行うため、次期クリーンセンター整備検討審議会を設置するためのものである。

(参照条文) 議案第 96 号と同じ。

◎ 議案第 104 号 鹿沼市景観条例の一部改正について

景観法の一部改正に伴い、引用する条項を整理するためのものである。

(参照条文) 議案第 96 号と同じ。

◎ 議案第 105 号 鹿沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員大塚次郎氏が令和 8 年 9 月 30 日をもって任期満了となるので、新たに室井芳宏氏を選任するためのものである。

(参照条文) 地方税法

第 423 条 第 1 項及び第 2 項 省略

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

第 4 項から第 9 項まで 省略

◎ 議案第 106 号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員杉山哲之氏が令和 8 年 9 月 30 日をもって任期満了となるので、新たに比良真大氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 人権擁護委員法

第6条 第1項及び第2項 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

第4項から第8項まで 省略

◎ 議案第107号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員福田玲子氏が令和8年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 議案第106号と同じ。

◎ 議案第108号 鹿沼市教育委員会教育長の任命について

本市教育委員会教育長中村仁氏が令和8年9月30日をもって任期満了となるので、新たに鈴木康夫氏を任命するためのものである。

(参照条文) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

第2項から第5項まで 省略

◎ 議案第 109 号 鹿沼市教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員宮田里枝氏が令和 8 年 10 月 4 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を任命するためのものである。

(参照条文) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 4 条 第 1 項 省略

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

第 3 項から第 5 項まで 省略

